

**海外で建設工事を行う**

**建設企業のための**

# **貿易保険の 活用マニュアル**

**国土交通省**

## 目次

1	はじめに.....	1
2	貿易保険とはどのような保険でしょうか.....	2
	(1) 建設企業が利用できる貿易保険.....	2
	(2) どのような手続の流れになりますか.....	5
	(3) てん補される期間（保険期間）はいつからいつまでですか.....	7
	(4) どのようなリスクをカバーするのですか.....	7
3	貿易保険の活用例.....	10
	(1) 非常危険の場合.....	10
	(2) 信用危険の場合.....	12
4	発注者との契約について.....	14
	(1) 紛争解決のための留意点.....	14
	(2) 具体的なアドバイス.....	14
5	建設企業のための貿易保険Q&A.....	18
	(1) 貿易保険とは.....	18
	(2) てん補範囲.....	20
	(3) 引き受け.....	21
	(4) 保険料.....	26
	(5) 保険金支払い.....	28
	(6) 発注者に対する債権の回収.....	30
	(7) その他.....	31
6	貿易保険に関するお問い合わせ先.....	32

## 1 はじめに

現在、我が国の国内建設市場は縮小を続けています。その一方、アジアを中心とした海外市場では、経済成長に伴う膨大なインフラ需要の拡大が見込まれています。そのため、官民が一体となって我が国建設産業の国際展開を進める必要があります。

我が国の企業が国際展開を図る際には、様々なリスクに直面します。外国の商習慣や文化が我が国のそれとは全く異なることがリスクを増大させます。そのため、外国でプロジェクトに取り組む際には、様々なリスク管理の手法が用いられてきました。その一つが、いわゆるカントリーリスク等を対象とした貿易保険です。多くの国で、政府が関与する形で貿易保険機関が設立され、あらゆる種類の企業がその海外進出に当たって利用してきました。建設企業についても同様です。

しかし、現在、我が国建設企業のほとんどがこの貿易保険を利用していません。これには様々な理由が考えられますが、我が国建設企業のリスク管理意識が必ずしも高くなく、貿易保険に対する理解が十分ではないこともその一つとして指摘されています。

今後、我が国建設企業の海外展開をより積極的に進め、さらにPPP等のよりリスクの高い海外建設プロジェクトに取り組んでいこうとする際には、貿易保険というリスク管理手法は、ますます重要になります。

このため、建設企業による貿易保険の理解を深め、その活用を進めるべく、国土交通省は、(独)日本貿易保険等のご協力の下に、このマニュアルを作成しました。本マニュアルは、建設企業の立場から、貿易保険制度の目的、内容、ポイント等を分かりやすくまとめています。

本マニュアルにより、海外建設工事に対して意欲のある建設企業が、貿易保険に対する知識等を深め、万全のリスク管理の下、世界に羽ばたいていくことを期待しています。

そして、それらの建設企業からのフィードバックにより、本マニュアルがさらに分かりやすく、より実用的に進化していくことも期待しています。是非、ご意見をお寄せください。

## 2 貿易保険とはどのような保険でしょうか

### (1) 建設企業が利用できる貿易保険

#### ① 貿易保険とは何ですか？

建設企業が海外で外国企業等と建設工事契約を締結し、工事を施工する場合に、相手国において戦争や内乱等が発生して、工事を継続することができなくなったり、発注者が破産して対価を回収できなくなり、巨額の損失が発生する恐れがあります。

「貿易保険」とは、このような貿易や対外直接投資にかかる、戦争・内乱等の非常危険と発注者の破産等の信用危険をてん補する保険です。

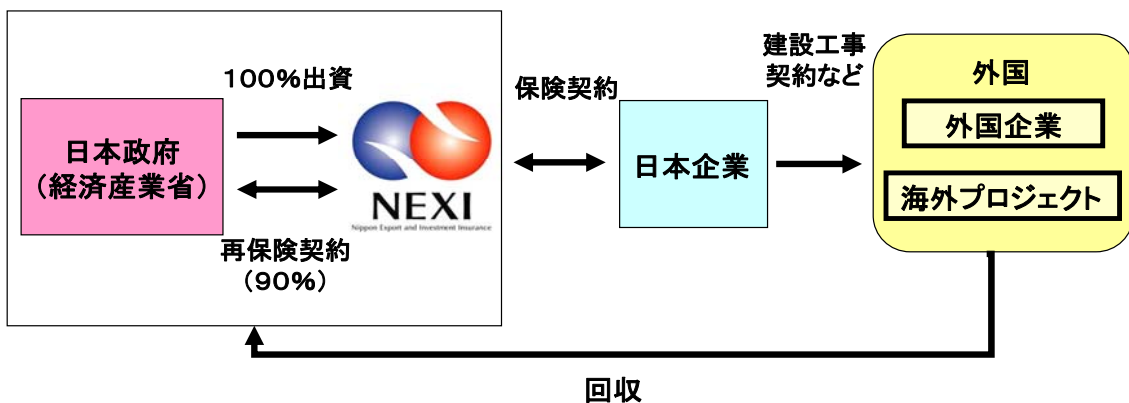
☞ てん補可能なリスクの種類 (P.9) を参照

戦争など非常危険が顕在化すると、多額の保険金の支払いが発生し、また回収が長期にわたることから、貿易保険の保険者は、巨額な保険金の支払能力を有することが必要です。

このため、日本の場合は、独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) が貿易保険を提供し、NEXI が引き受けた保険契約について政府が再保険を引き受ける仕組みになっています。

これにより、日本企業は、安心して貿易保険を利用することができるとともに、対価の回収等の発注者との交渉については、国の交渉力を期待することができます。

図1 貿易保険制度の仕組み

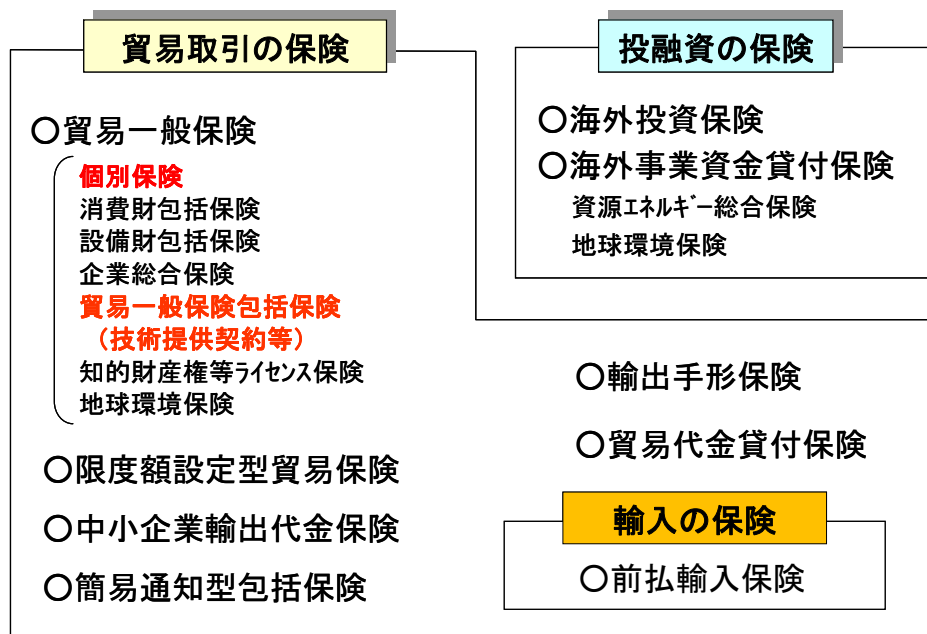


## ② 建設企業が利用できる貿易保険はどれですか？

### ○ 建設会社が利用する貿易保険

NEXI の提供する貿易保険には、以下のような種類があります。

図 2 貿易保険の種類



このうち、建設企業は、海外建設工事契約などについて、「貿易一般保険」を利用することになります。(図 2 の赤字部分の保険が該当します。)

貿易一般保険の対象は、技術提供契約、輸出契約、仲介貿易契約ですが、建設企業の締結する海外建設工事契約は、技術提供契約に当たります。貿易保険では、外国での技術や労務の提供のほか、本邦貨物や仲介貨物を含む契約であっても、契約金額に占める労務の提供など役務対価の比率が大きい契約なども技術提供契約と呼んでいます。

### ○ 個別保険と包括保険

貿易一般保険は、契約方法により個別保険と包括保険に分けることができます。

個別保険とは、建設企業がリスクを感じる建設工事契約等を選択して、任意に保険契約を申し込む保険です。

一方、包括保険とは、あらかじめ NEXI との間で貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書を結び、その特約書で対象となる建設工事契約等について保険契約を申し込むものです。特約書の対象契約は、建設企業が選択することになります。

※ 以下、このマニュアルでは、「貿易一般保険個別保険」を「個別保険」、「貿易一般保険包括保険」を「包括保険」と表記します。

#### （参考）包括保険のメリット

##### ○ 割安な保険料率

包括保険は、特約書で対象となる海外建設工事契約等について、リスクの多寡に関わりなく保険を申込みることにより、リスクの分散が図られるので、個別保険に比べてかなり割安な保険料率が適用されます。

具体的な保険料率は、場合によりますが、27 ページの Q15 の表の例によれば、個別保険では 1.16% ですが、包括保険では 0.3% です。

##### ○ カントリーリスク\*の高い国でも引受可能

包括保険の場合、国別の引受方針など引受基準に合致していれば、NEXI は、発注者の財務状態等から信用危険の引き受けに制限があっても、カントリーリスクを理由に当該契約の引き受けを断ることはありません。

このように、包括保険を利用している建設企業は、かなり割安な保険料率の適用を受けることから、事業採算性に大きな影響を与えることなく、カントリーリスクの高い国での海外建設工事契約等の入札にも、安心して応札することができます。

※ カントリーリスクとは、一般的に、国に固有の政治・経済・社会的環境の変化に起因する危険（損失等の可能性）のことであり、具体的事象としては、戦争や政情不安、国有化等の政策変更などが挙げられます。NEXI では、戦争や外貨送金規制等、輸出者や輸入者など契約の当事者に責任のない不可抗力的な危険を「非常危険」（カントリーリスク）と定義しています。

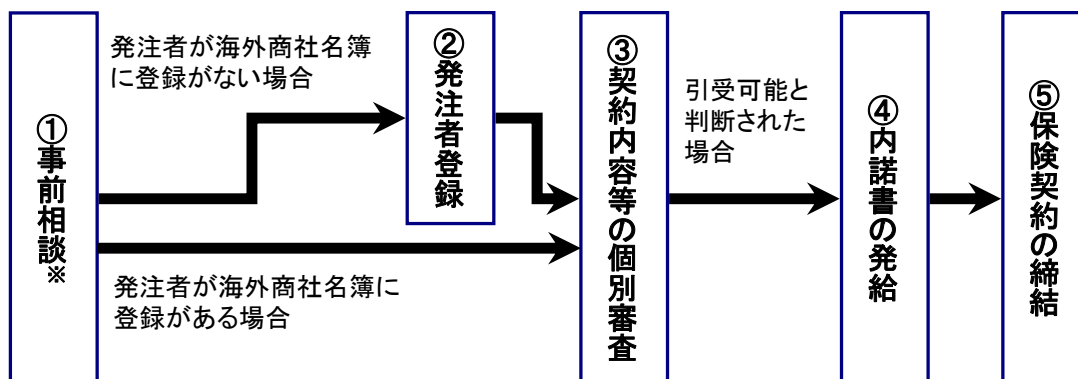
☞ 引受基準（契約額 500 億円超/未満のプロジェクトの引受基準、及び発注者が民間企業の場合の引受基準）については、p. 22・24 を参照。

## (2) どのような手続の流れになりますか

### ○ 貿易保険の申し込み手続の流れ

建設企業は、貿易保険を申し込む際に、以下の手続が必要となります。

図3 貿易保険の申し込み手続の流れ



申し込み内容	必要な手続
個別保険への申し込み	①→(②)→③→④→⑤
包括保険への申し込み (引受基準に合致する場合)	(②)→⑤ ※①、③及び④の手続は必要ありません。
包括保険への申し込み (引受基準に合致しない場合)	①→(②)→③→④→⑤

#### ① 貿易保険の引き受けについての事前相談

個別保険の付保を希望する場合、貿易保険の引き受けの可否について NEXI に事前相談することが必要です。

包括保険では、特約書の対象となっている建設工事契約等が引受基準等に合致する場合は、NEXI に貿易保険を引き受ける義務がありますので、事前相談の必要はありませんが、引受基準等に合致しない場合は事前相談の必要があります。

#### ② 発注者の登録

貿易保険を利用する場合、建設工事契約等の発注者が NEXI の「海外商社名簿」に登録されていることが必要です。NEXI は、信用調査報告書等から発注者等の財務内容等を審査し、その結果を含めて「海外商社名簿」に登録しています。

建設工事契約の発注者等が「海外商社名簿」に登録されていない場合、建設企業は、発注者の信用調査報告書など必要書類を用意して、「海外商社名簿」への登録を申請してください。

### ③ 契約内容等の個別審査

個別保険の場合、NEXI は、契約の内容等を個別に審査します。

包括保険では、付保を希望する建設工事契約等が引受基準等に合致する場合は、個別の審査の必要はなく引き受けることとなります。引受基準等に合致しない場合でも、NEXI が当該契約について引受可能と判断した場合には、包括保険の保険料率で貿易保険を付保することができます。この場合には、個別保険と同様に、保険の引受可否について、NEXI に事前相談することが必要となります。

### ④ 内諾書の発給

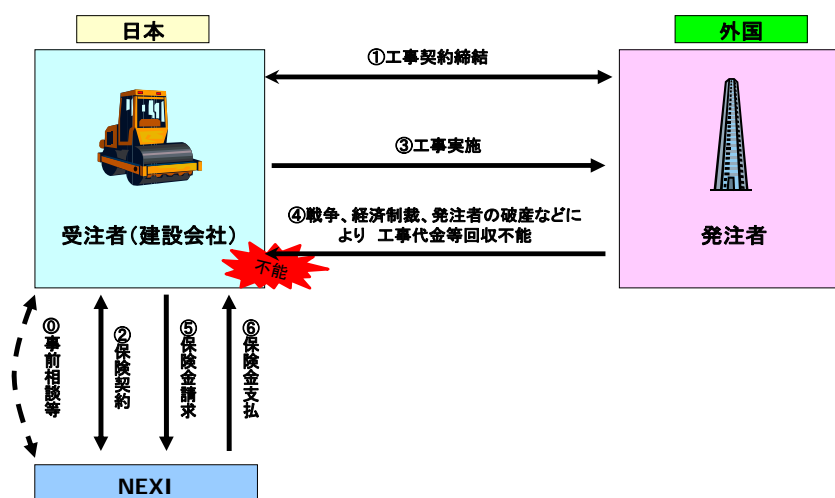
NEXI が引受可能と判断した場合は、当該建設企業に対して引き受けを約束する内諾書（6か月有効）を発給します。

### ⑤ 保険契約の締結

内諾書を取得した後、当該企業は、保険契約を締結することができます。

海外建設工事契約等の段階に応じた貿易保険の全体の手続の流れは、以下のとおりです。

図4 貿易保険の全体の手続きの流れ





### (3) てん補される期間（保険期間）はいつからいつまでですか

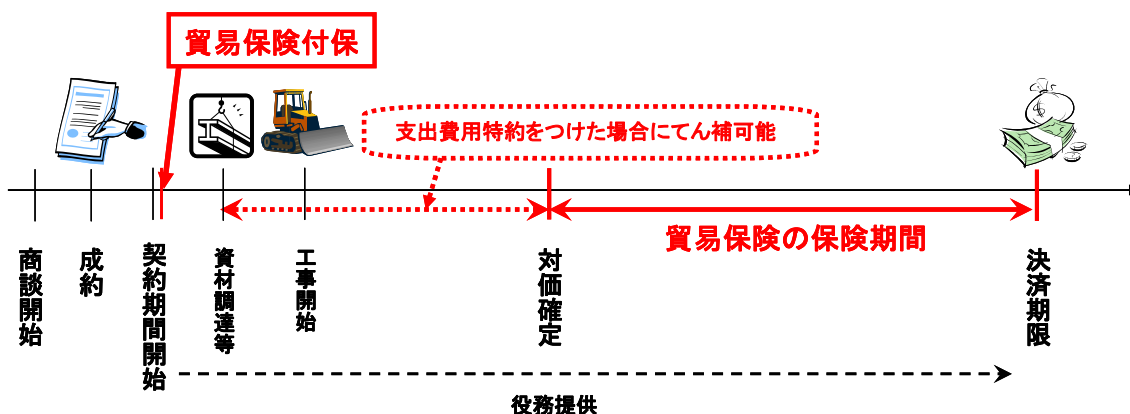
貿易保険でてん補される期間は、対価確認日から契約の決済期限までです。

対価の回収不能による損失の保険責任は、出来高などの対価により決済される部分については、対価が確認された時点から開始し、契約での決済期限に終了することになります。

支出費用特約（オプション）をつけることで、対価確認日以前の期間もてん補可能となります。

☞ 支出費用（P.8）を参照

図5 貿易保険の保険期間



### (4) どのようなリスクをカバーするのですか

貿易保険は、以下のようなリスクをカバーしています。

#### ① 確認対価、貨物代金の回収不能リスク

工事実施国の外貨不足、戦争・内乱などにより、また、発注者の破産または資金繰り悪化等による決済期限から3月以上の債務の履行遅滞により、工事の代金（確認対価）や発注者に提供した設備・資機材等貨物代金が回収できないリスクです。

## ② 建設工事等の中止等による貨物の船積不能リスク

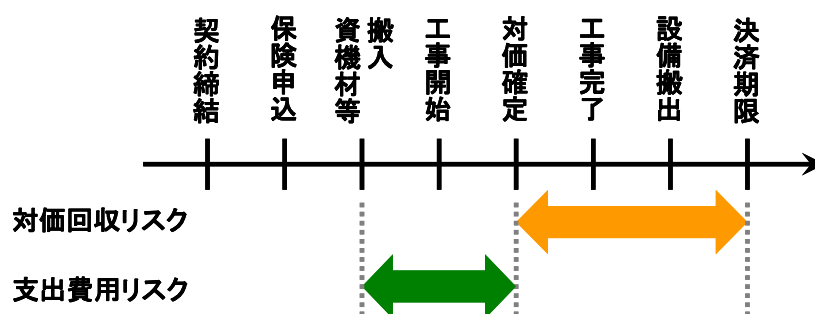
建設工事契約等を締結した後、工事実施国の外貨不足や戦争・内乱、発注者の破産等により契約がキャンセルされたり、建設工事が中止されたりして、建設工事用に本邦または第三国で調達した設備や資機材等を工事実施国向けに船積できないリスクです。

## ③ 支出費用（オプション）の回収不能リスク

建設工事の開始など、役務の提供開始後に、戦争・内乱・革命や発注者の破産等により、「支出費用」が回収できないリスクです。

支出費用とは：海外建設工事契約等に従い工事を行ったものの、発注者との間で対価が確認されていない部分や、今後の工事のために先行的に調達した原材料等の費用等をいいます。

図6 建設プロジェクトにおける支出費用



「支出費用」が回収できないことによる損失のてん補を希望する場合、建設企業は、貿易一般保険の保険契約締結時に「支出費用特約」（オプション）をつけることが必要です。

(注) 「支出費用特約」の保険期間は、以下のとおりです。

### ① 「支出費用特約」の保険責任の開始日

- 本邦で原材料や労働者等を調達するために要した費用は、本邦を原材料、労働者等が離れた日
- 建設工事の行われる国で原材料や労働者等を調達するために要した費用は、当該国において調達のための契約を締結した日（発効条件付契約にあっては、発効日）

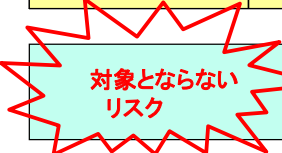
- 第三国で原材料や労働者等を調達するために要した費用は、当該国を原材料、労働者等が離れた日

②保険期間の終了日

- 建設工事の出来高の対価が、契約当事者間で確認された日の前日

貿易保険の一般的なてん補範囲は、以下のとおりです。

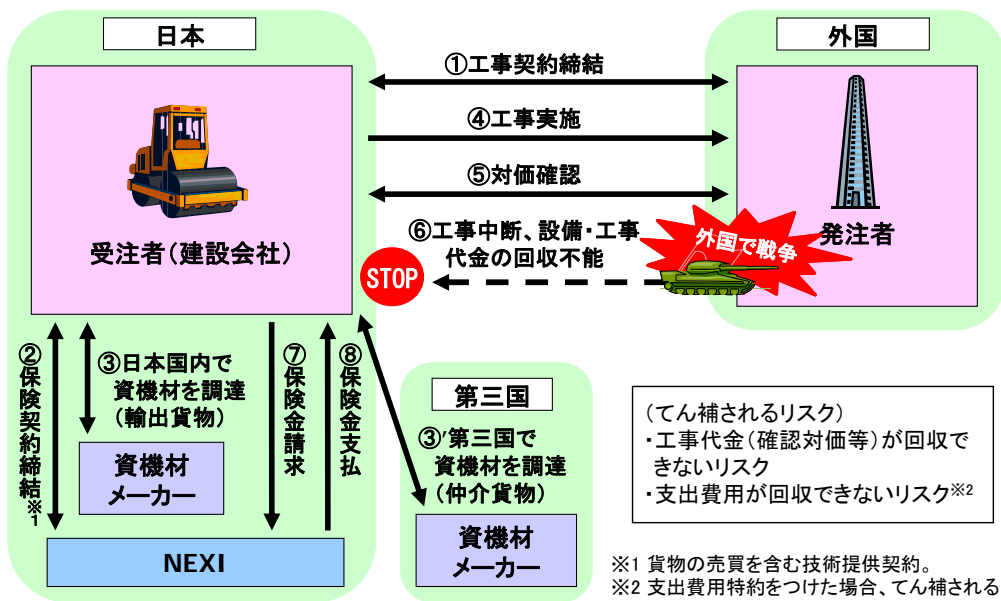
図 7 貿易保険の一般的なてん補範囲

	日本・第三国で調達する 資機材等を運び込むリスク		工事対価を 回収するリスク
	資機材等の船積前	資機材等の船積後	
	ベースとなる損失額 ＝製造・仕入原価	ベースとなる損失額＝後払額	
<b>非常危険</b> 発注者の責任ではな い <b>不可抗力的なリスク</b>	①為替取引の制限・禁止 ③戦争・内乱 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ）		②工事実施国の輸入制限・禁止 ④工事実施国への輸送の途絶 など
<b>信用危険</b> 発注者の <b>責任に帰せ</b> られるリスク	①発注者の破産・破産 に準ずる事由 ②発注者の一方的な契 約破棄 （公的機関の場合）	①発注者の破産 ②発注者の3月以上の債務 の履行遅延	
 <b>対象とならない リスク</b>	<b>受注者側の契約不履行・クレーム</b> 発注者が民間企業の場合の契約の一方的破棄など		

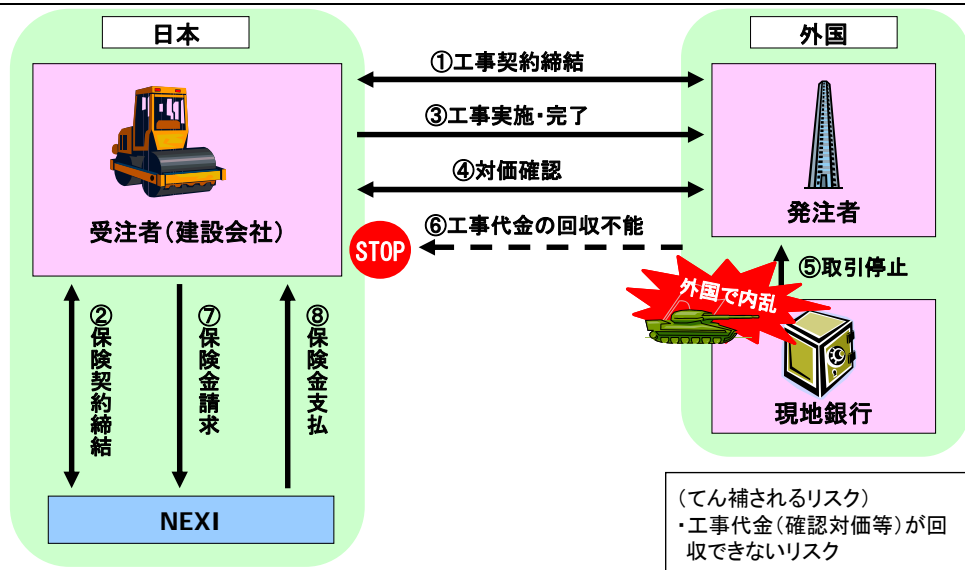
### 3 貿易保険の活用例

#### (1) 非常危険の場合

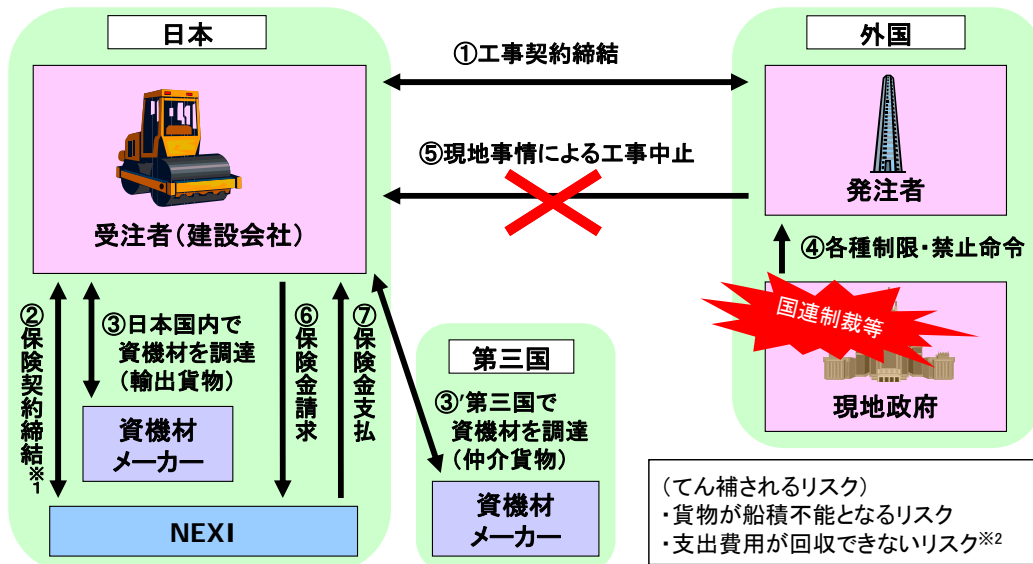
ケース1 建設工事開始後、工事実施国で戦争となり、建設工事の中断が余儀なくされ、また船積した設備代金や確認された対価の外貨送金が不能となった場合



ケース2 対価確認後、工事実施国で内乱が起こり、銀行業務が停止、対外送金が不能となった場合

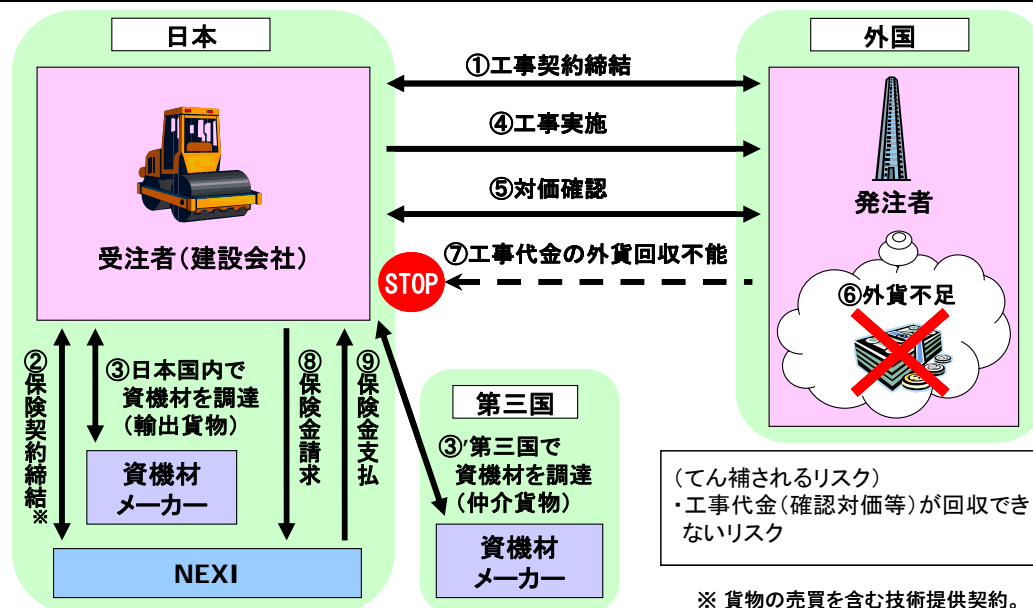


ケース3 工事の開始前に工事实施国に対する国連制裁等により、政府が発動した渡航禁止、対外取引制限や禁止によって建設工事が中止となった場合



※1 貨物の売買を含む技術提供契約。  
 ※2 支出費用特約をつけた場合、てん補される。

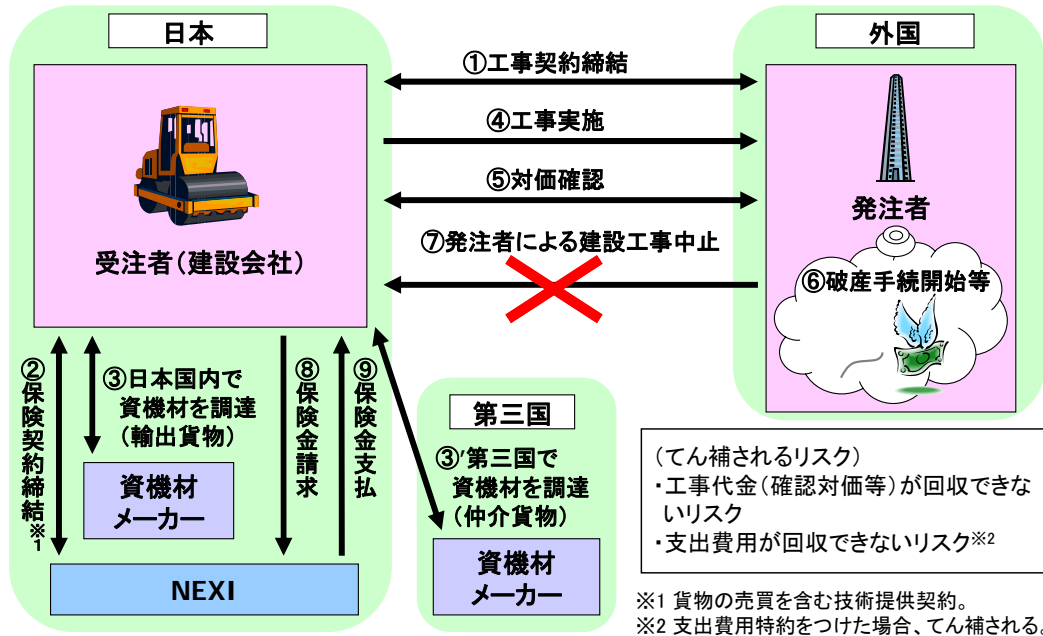
ケース4 工事实施国の外貨不足により外貨送金不能等が生じた場合



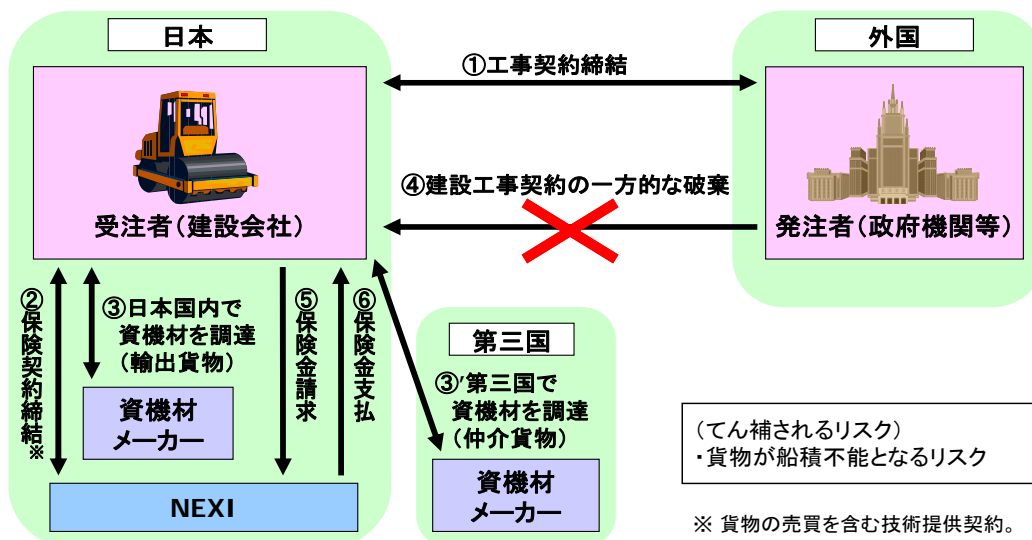
※ 貨物の売買を含む技術提供契約。

## (2) 信用危険の場合

ケース1 発注者の破産手続開始の決定または破産手続開始の決定に準ずる事由による建設工事の中止の場合

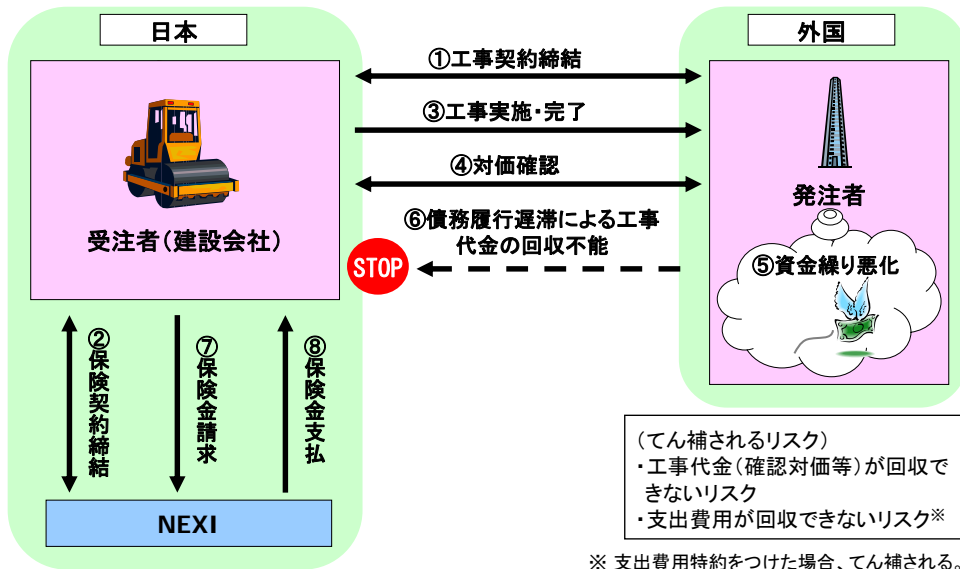


ケース2 政府や公的機関が契約相手方（G格：政府機関等）の場合で、工事開始前に、予算上の制約や開発政策の変更等から建設工事契約の一方的な破棄が行われた場合



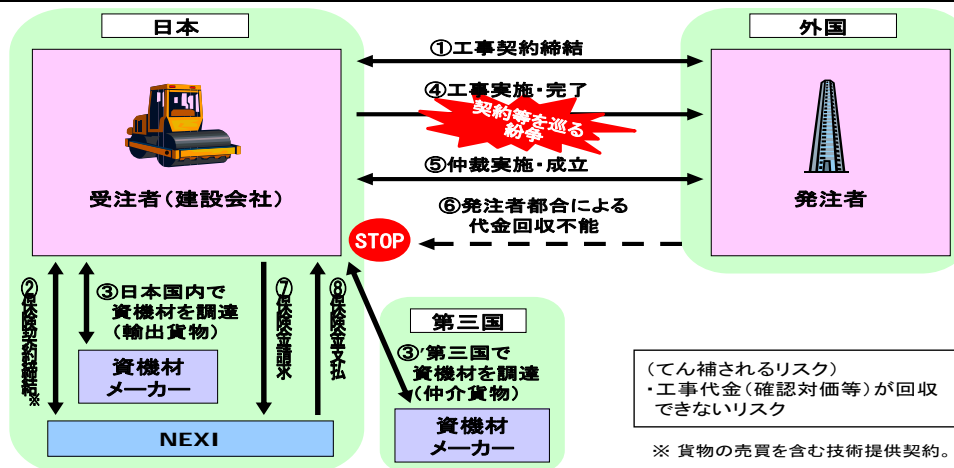
(注) なお、発注者が民間企業の場合、「契約の一方的破棄」は、てん補対象外です。

**ケース3 発注者の資金繰り悪化による、決済期限から3月以上の債務履行遅滞などによる回収不能の場合**



(注) 工事途中に3月以上の発注者の債務履行遅延による保険事故が発生し、その後の工事継続が困難なことが確実な場合、支出費用が回収できないリスクも対象となります。

**ケース4 仲裁が成立したが発注者が仲裁で決められた金額を支払ってくれない場合**



(注) 仲裁が成立したが、仲裁裁定による支払金額が不払いとなった場合、NEXIは、仲裁裁定で決定した金額を保険金として支払います。

## 4 発注者との契約について

### (1) 紛争解決のための留意点

#### ○ 契約書を建設企業に一方的に不利なものとしないうための交渉

海外建設工事契約等は、文化も商習慣も異なる外国の発注者との契約です。

建設企業は、契約上のトラブルを回避し、また工事代金等の不払いなど問題が起こった際の解決手段となるよう、契約交渉時に、あらゆる不測の事態について想定し、それを踏まえて契約書を締結することが重要です。

建設企業は、発注者とのトラブルを回避するため、不測の事態が発生した場合の手続を建設企業の不利にならないよう明確に契約書に規定しておくことが必要です。

#### ○ 貿易保険の利用

海外建設工事において、支払代金・工期等について、発注者との意見の食い違いが発生し、解決できないケースが数多くあります。最悪の事態に備えて、貿易保険を利用しておくことが有効です。

貿易保険の保険金が支払われるのは、発注者の破産等により工事が中止となり、発注者との間で確認された対価の回収不能による損失等となります。

なお、保険契約に「支出費用特約」(オプション)を付けた場合、発注者により確認されない対価である「支出費用」が回収されないことによる損失も保険金の支払い対象となります。

### (2) 具体的なアドバイス

#### ○ 契約交渉時の対策

契約締結に当たっては可能な限り、紛争の可能性のある事象について想定し、建設企業の権利を確保するよう努めて下さい。そのために、次のような対策が有効です。

- ・ 法律専門家(外国法弁護士)の助言を受けること
- ・ 社内の法務部門、契約管理部門による契約書チェックを行うこと
- ・ 契約に関するテキスト、マニュアル等を活用し、契約の問題点を把握できるように努めること



## ○ 契約書に盛り込むべき紛争が発生した場合の手続

契約には仲裁に関する規定等を盛り込むことが重要です。その際には、特に次の点に留意して下さい。

- ・ 契約金額（設計変更要請の際の金額決定手続を明記）
- ・ 準拠法及び準拠語（通常は英語等）
- ・ 仲裁条項（中立的な仲裁機関や仲裁地、仲裁人選任手続、期間などを明記）

## ○ DAB（紛争裁定委員会）の活用

FIDICの新レッドブック（99年版）などで採用されているDAB（紛争裁定委員会）などの新しい仕組みが有効です。またDABは、発注者・請負者間の日常的な認識のずれを解消する場であり、紛争の未然防止にも役立ちます。DABに関する規定を盛り込むことも検討して下さい。

## (参考) DAB; Dispute Adjudication Board (紛争裁定委員会) について

### 1. 紛争処理委員会 (DB; Dispute Board) について

○個別プロジェクトにおいて、紛争の予防と効率的解決を目的とし、契約上の取り決めとして、紛争処理委員会 (DB; Dispute Board) が設置されることがある。

○DB には、DAB (Dispute Adjudication Board) と DRB (Dispute Review Board) の2種類がある。任命されたメンバーは、中立的な立場から、助言・非公式見解を出したり、紛争の裁定や勧告を提示する。

○貿易保険の利用に際し、契約上の拘束力を有する DAB を活用した紛争解決の有効性が提唱されている。

### 2. DAB の概要

○DAB は、DB の一種であり、委員会 (Board) が契約的拘束力を有する「裁定 (Decision)」を下すことが出来る点が特徴である。

○DAB は通常、中立・独立である3人の経験ある技術者ないし法律家によって構成され、プロジェクトの着工時から竣工後の瑕疵担保期間を終えるまで存続する。また、DAB はプロジェクトの状況を把握するために、定期的に現場視察を行う。

○DAB は紛争が生じた際に非公式見解や助言の提供を行う。当事者間で紛争が解決しない際には、当事者からの付託受領後 84 日または当事者が別途承認した期間内に、「裁定」を出す。DAB メンバーは契約や現場の進捗状況、問題の発生過程等に関して自ら確認した情報を有するため、問題の早期解決等が可能となる。

○FIDIC では 1999 年に改定した「新レッドブック (土木・建築契約約款)」、「イエローブック (電機・機械設計施工契約約款)」、「シルバーブック (EPC/ターンキー契約約款)」、及び国際機関の融資を受けるプロジェクト用の「Multilateral Development Bank (MDB) Harmonized Edition (通称レッドブック MDB 版)」において、『仲裁の前に DAB に付託することが必要』という規定を導入した。

### 3. DAB の効力

○DAB の「裁定」は契約的な拘束力を有し、契約上許されている期間内に異議を唱えない限り、法的に当事者を拘束する。つまり、当事者は裁定の瞬間からそれに従い、裁定に示された内容をただちに実行しなければならない。

※なお、DRB の判断は「勧告」であり、当事者の一方が拒否すれば、契約的にも法的にも拘束力を持たない。

○DAB の「裁定」結果は、仲裁判断や裁判所判決のような法的手続きによって覆されるまでは拘束力を有する。ただし、契約書上許されている期間内に異議を唱えれば、仲裁の申し立てや裁判の訴えを起こすことが可能。なお、FIDIC MDB 版およびレッドブックでは、仲裁開始前に当事者に再交渉による和解を求めている。

#### (参考)

・FIDIC MDB 版（副条項 20.4）では、『DB の「裁定」受領から 28 日以内に、不服である理由を記載し、「仲裁」へ申し立てる意思のあることを示した「不服申し立て」を相手方に送らない限り、その「裁定」は最終的であり、当事者を拘束すること』と規定。

・FIDIC MDB 版（副条項 20.4）では、『不服申立がなされた場合には、両当事者は仲裁を始める前に再交渉による和解を試みなければならない。もし、和解の努力がなされなかったとしても、DB の裁定受領後 56 日が経過しなければ仲裁を開始してはならない』と規定。

○DAB の裁定は、仲裁判断や裁判の判決のような法的執行力は伴っていないが、FIDIC MDB 版（副条項 20.7）や国際商事仲裁（ICC）の DAB ルールにおいては、仲裁では DAB 裁定の内容自体を再度調べ直す必要はなく、不実行自体を申し立てることが可能であると規定しているほか、DAB 裁定は仲裁の証拠として用いることが可能としている。

○紛争解決委員会財団（DRBF）の統計によれば、アメリカにおいては、紛争処理の 98%以上が DB の「勧告」段階で解決しており、仲裁や裁判といった最終的法的手続きには至っていない。

## 5 建設企業のための貿易保険Q&A

### (1) 貿易保険とは

**Q1 どのような事故が対象となりますか？**

**A1 大きく分けて、2種類の事故が挙げられます。**

ひとつは、契約の当事者に責任がない外国での外貨交換の禁止とか、外貨送金の制限、あるいは輸入の制限や禁止、戦争など不可抗力的な事柄に起因する場合です。

もうひとつは、契約相手先が破産手続開始を決定したとか、支払期日を3ヶ月過ぎても支払いがないような、契約相手先の責任によって起こる事柄がカバーの対象となります。

過去の保険金支払い事例については、NEXIのホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

※ 保険事故事例（過去の保険金支払い事例）

[http://www.nexi.go.jp/insurance/ins/index\\_ziko\\_frame.html](http://www.nexi.go.jp/insurance/ins/index_ziko_frame.html)

**Q2 誰でも貿易保険をかけられるのですか？特に、海外にある子会社または支社がNEXIの保険をかけることはできますか？**

**A2 NEXIの貿易保険は、企業の国籍や法律上の所在地に関わらず、本邦内に居住し、経済活動の基盤が本邦内にある本邦人または本邦法人が利用できます。**

従って、本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点なども利用できますが、海外にある本邦企業の子会社や支店等は利用できません。

**Q3 JVで海外の建設工事を受注しました。貿易保険はJV構成員全体でかける必要がありますか？**

A3 必要ありません。JV 構成員は、自社の負担する部分についてのみ、貿易保険を申し込むことができます。

複数の企業が連名（JV）により大型の海外建設工事契約等を受注することがあります。

JV により受注した契約で、JV 構成員の負担部分が協定書等で明確となっている場合、貿易保険の利用を希望する JV 構成員は、自社の負担部分についてのみ貿易保険を申し込むことができます。

Q4 「技術の提供」との定義の判断基準は何ですか？「技術等の対価」より「貨物の代金」のほうが大きい場合に利用できる保険はどれですか？

A4 貿易一般保険（技術提供契約等）の対象となるのは、契約金額に占める技術等の提供の対価が、同じ契約に含まれる輸出貨物の代金や仲介貨物の代金と比較して一番大きい契約です。

図 8 対象となる契約の例

① 技術等の提供の対価 > 輸出貨物の代金

技術等の提供の対価 5,500万円 (55%)	輸出貨物の代金 4,500万円 (45%)
----------------------------	--------------------------

契約金額1億円の全てが保険対象

② 技術等の提供の対価 > 輸出貨物の代金 ≥ 仲介貨物の代金※

技術等の提供の対価 4,000万円 (40%)	輸出貨物の代金 3,500万円 (35%)	仲介貨物の代金 2,500万円 (25%)
----------------------------	--------------------------	--------------------------

契約金額1億円の全てが保険対象

※ 技術等の提供の対価 > 仲介貨物代金 ≥ 輸出貨物代金 の場合も同じです。

技術等の提供の対価が、輸出貨物や仲介貨物の代金と判別しにくいプロジェクトである場合には、契約中に輸出代金や仲介貨物代金の単価が記載されたものは「輸出貨物」、「仲介貨物」の代金を含め、記載されていないものは「技術等の提供の単価」とするといった基準で判断しています。

なお、契約金額に占める輸出貨物の代金が、同じ契約に含まれる仲介貨物の代金や技術等の提供の対価と比較して一番大きいときには、輸出契約を対象とした貿易一般保険（個別保険）として申し込みます。

同様に、仲介貨物の代金が一番大きいときには、仲介貿易契約を対象とした貿易一般保険（個別保険）として申し込みます。

包括保険を利用する建設企業は、その包括保険の対象契約を選択することが可能なことから、特約書の対象契約とすることにより、たとえ輸出貨物の代金や仲介貨物の代金が一番大きい契約であっても、包括保険の対象として保険申し込みが可能となります。

## （２） てん補範囲

**Q5 工事遅延の損害を貿易保険はカバーしてくれるのですか？**

**A5 工事遅延等による損害は、貿易保険でてん補されません。**

海外での建設工事契約等では、予測されなかった事態が起こり、工事の遅延や追加工事等が必要となることがあります。建設企業は、契約交渉時に、契約履行中の不測の事態による工事遅延等による追加費用等の負担についても、発注者との間で合意し、契約等で規定しておく必要があります。

**Q6 進出した国における、突然の法令変更や税制変更に伴う工事中止による対価回収不能は、貿易保険でカバーされますか？**

**A6 はい。カバーされます。**

進出先国の政策変更リスク（突然の法令変更や税制変更等による損害）については、貿易一般保険（技術提供契約等）においては非常危険としてカバーしています。

Q7 支出費用特約により、対価未確認の工事代金が保険金支払いの対象となった場合、てん補対象には、当該工事代金の回収に要した付帯費用（弁護士費用等）も含まれますか？

A7 付帯費用は含まれません。

支出費用は、当事者間で対価が確認されていない部分、及び出来高が実現していない部分に要した工事費用そのもののことであり、弁護士費用など工事代金の回収に要した費用<sup>(※)</sup>は含まれません。

支出費用特約において対象となるのは、主に①本邦で、②建設工事の行われる国で、または③第三国で、原材料や労働者等を調達するために要した費用のことです。

☞ 保険金請求後の代金回収に要した費用（p. 32 Q24）を参照

### （3）引き受け

Q8 500億円を超える海外建設工事契約等でも貿易保険を引き受けてもらえますか？

A8 可能な場合があります。具体的には以下のとおりです。

#### ○ 包括保険の場合

500億円を超える海外建設工事契約等について、包括保険を利用する建設企業は、非常危険について保険を申し込む必要があり、NEXIには当該契約の貿易保険を引き受ける義務があります。

また500億円超の海外建設工事契約等について、建設企業が信用危険のてん補を希望する場合、NEXIは、契約の内容等を個別に審査して、信用危険の引受可否を判断します。

なお、500億円以下の海外建設工事契約等については、発注者が政府機関、民間の優良企業（EE格、EA格）の場合、または決済方法が最も安全確実と考えられる取消不能信用状（L/C）による場合であって、当該契約が引受基準等に合致している場合は、NEXIは、当該契約の非常危険と信用危険の引き受けを行います。

## ○ 個別保険の場合

個別保険は、建設企業が契約を選択して貿易保険を申し込むものです。そのため NEXI は、契約の発注者が政府機関の場合であっても、またはカントリーリスクの低い国向けの契約であっても、500 億円を超える契約については、内容等を慎重に審査して引受可否を判断します。

海外建設工事契約等の発注者が民間企業であって、決済方法が最も安全確実と考えられる取消不能信用状 (L/C) によらない場合、NEXI は、原則として、10 億円を超える契約については、引き受けを断ります。

なお、500 億円を超える海外建設工事契約等の引き受けについては、NEXI は、保険契約を締結する前に、政府による再保険引受について承認を受けることが必要です。

Q9 カントリーリスクが高い国の事業でも貿易保険を引き受けでも  
らえますか？

A9 ほとんどの場合、可能です。

## ○ 国別引受方針について

NEXI は、カントリーリスク等を考慮した国別の「引受方針」を決定しており、非常危険の引き受けについては、契約実施国の「引受方針」により判断しています。

NEXI がカントリーリスクを理由に引き受けを停止する国は、以下のとおりです。

- ・ 外貨送金遅延等により保険金を支払った国であって、その回収に目処が立っていない国
- ・ 日本政府や国連等による経済制裁発動国（北朝鮮など）
- ・ 戦争・内乱等により国内が混乱して輸出貨物の陸揚げや国内流通に問題のある国（アフガニスタンなど） など

外貨事情等が悪化しているなどのカントリーリスクの高い国向けの海外建設工事契約等でも、貿易保険の引き受けを行っています。



○ カントリーリスクが高い国の引受条件について

カントリーリスクが比較的高い国（国カテゴリーF～Hの国）に対して、NEXIは、保険事故の未然防止や保険事故が起こった際の回収の確実性を高めるため、引き受けのための条件などを設定しています。

（参考）引受条件の例：バングラデッシュの場合

引受条件：契約金額上限 20 億円以下、決済期間 12 月以内

【包括保険の場合】

発注者が政府機関または民間の優良企業（EE 格、EA 格）、または契約の決済方法が取消不能信用状（L/C）による場合、引受条件に合致する契約であれば、契約内容等の個別審査なしに、非常危険と信用危険の引受可能。

【個別保険の場合】

引受条件に合致していても、契約内容等の個別審査により引受可否を判断。

Q10 発注者が民間企業の場合も引き受けてもらえますか？

A10 はい。契約の発注者が民間企業でも、引き受けを行っています。

○ 包括保険の場合

包括保険においては、国カテゴリーに問題がなければ、発注者が優良な民間企業（EE 格、EA 格）の場合、または、優良な民間企業ではないが、契約の決済方法が最も安全確実と考えられる取消不能信用状（L/C）による場合、NEXIは、契約金額が500億円以下であれば、当該契約の非常危険及び信用危険の引き受けを行います。

また海外建設工事契約等の発注者が信用力に問題のある企業（EF 格）であって、決済方法が取消不能信用状（L/C）によらない場合、NEXIは、当該契約の非常危険については無審査で引き受けを行いますが、信用危険については建設企業より引き受けの希望がある場合でも、発注者の財務内容等を個別に審査して、信用危険の引受可否を判断します。

○ 個別保険の場合

個別保険では、カントリーリスクについては引受方針による引受判断をす

ることになります。発注者が優良な民間企業（EE 格、EA 格）の場合であっても、契約の決済方法が最も安全確実と考えられる取消不能信用状（L/C）によらない場合、当該契約の信用危険の引き受けについては、原則として、契約金額が 10 億円以下のものに制限しています。

**Q11 発注者が SPC の場合も引き受けてもらえますか？**

**A11 はい。一定の条件を満たした場合に引き受け可能です。**

発注者が SPC となる海外建設工事契約等でも、当該契約に構築されている Security Package（事業運営に係る保証措置）の内容、事業の規模（25 億円以上の案件）、プロジェクト参加企業の信用状況等一定の条件を満たした場合には、契約内容を個別に審査したうえで、非常危険及び信用危険の引き受けを行っています。

**Q12 PPP 関連のプロジェクトファイナンス案件でも貿易保険を引き受けてもらえますか？**

**A12 はい。PPP 関連のプロジェクトファイナンス案件の付保は、電力プロジェクト等で多数の実績があります。**

プロジェクトがそのキャッシュフローによって持続して運営可能となっているかをチェックするため、主に以下の審査項目をチェックします。

- ・ プロジェクトの事業性（主体、各種契約内容、資金計画等）
- ・ プロジェクトの円滑な遂行と事業性を損ねる要因の適切な軽減
- ・ リスクの顕在化を防ぐ各種保証措置

**Q13 発注者から発注書を受領しました。正式な契約締結に至っていませんが、貿易保険を引き受けてもらえる場合はありますか？**

**A13 原則的に引き受けはできませんが、条件によって可能です。**

○ 貿易保険における Letter of Award（発注書）の取り扱い

NEXI は、Letter of Award 等は一般的には売買契約としての法的拘束力を

備えていないので、原則としては、Letter of Award などによる貿易保険の申し込みを認めていません。

しかし、Letter of Award 等の Pre Contract Agreement であっても、貿易保険法に定めている要件を満たし、売買契約書として有効であり、いかなる事態が発生した場合にも、発注者が売買契約の当事者としてしかるべき責務を負う契約になっていることが立証されれば、個別に審査した上で引き受けることとしています。

#### ○ Letter of Award を利用する場合の留意点

NEXI は、Letter of Award 等の Pre Contract Agreement が有効な売買契約書であると立証するため、受注者である建設企業に「確認対価及び代金の回収不能事故が発生した場合に、損害賠償請求権や代金請求権が契約上の正当な権利であること」を、発注者に対しても第三者に対しても主張しうるものであることについての、弁護士の見解書の提出をお願いすることになります。

Letter of Award 等の Pre Contract Agreement により貿易保険の申し込みを希望する企業は、事前に、NEXI に詳しく相談することが必要です。

### Q14 貿易保険の申し込みはいつまでに行うのですか？

A14 個別保険の付保を希望する場合、当該企業は、契約締結から1カ月以内、かつ役務提供開始前に、NEXI に申込手続きを行って下さい。

#### ○ 個別保険の申込手続と期限について

引受基準に合致しない取引は、貿易保険の引き受けの可否について NEXI に事前相談することになります。契約の内容等を個別に審査し、引受可能と判断した場合、NEXI は、当該企業に対して引き受けを約束する内諾書（6か月有効）を発給します。この内諾書を取得することにより、当該企業は、リスクを感じる契約であっても、安心して契約交渉を積極的に進めることができます。

内諾書を取得している企業は、海外建設工事契約等を締結して1カ月以内、かつ技術提供の開始の前に、契約書の写しなど必要書類に、内諾書を添付して貿易保険を申し込むことが可能となります。

○ 包括保険の申込期限について

包括保険についても申込期限はありますが、個別保険より弾力的に運用されています。

包括保険の申込期限は、契約の締結日の属する月の翌月の末日までとなっていますが、保険申込みが遅延した場合でも、包括保険利用者は、保険を申込む義務があり、NEXI は、原則、引き受けを行うこととなります。

(4) 保険料

Q15 保険料はどのくらいですか？

A15 建設工事契約の場合、事業国等にもよるが、全体の契約金額のうち1パーセント未満から4パーセント程度です。

建設工事において貿易一般保険を利用した場合の保険料の目安として、以下の表を参考にしてください。

表1 建設工事の保険料の目安（参考）

1. 前提条件（設備等を伴わない建設工事代金のみ）			
支払国	UAE（国カテゴリーC）	支払人	政府機関（G格）
契約金額と支払条件	契約金額 250 億円 前渡金 20%（50 億円、工期起算日から 2 ヶ月後） 出来高 70%（175 億円、31 ヶ月均等払い） リテンション 10%（25 億円、完成時 5%、最終引渡時 5%）		
保険契約締結日	2009 年 11 月 1 日、保険価額 200 億円（頭金（前渡金）は対象外）		
対価の確認（毎月）	第 1 回対価確認：2010 年 2 月 1 日、最終対価確認：2012 年 6 月 1 日		
出来高のユーザンス期間	対価確認から請求書発出 10 日＋請求書提出後 60 日＝70 日		
リテンション決済予定日	完成時 2012 年 8 月 1 日、最終引渡し 2013 年 8 月 1 日		
2. 試算結果			
貿易一般保険個別保険	保険料：233 百万円（保険価額に対し、1.16%）		
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）	保険料：60 百万円（保険価額に対し、0.30%）		

建設企業は、包括保険を利用することにより、個別保険を利用する場合より割安に貿易保険を利用できます。

なお、表1の例の場合、一定の仮定の下に支出費用特約の保険料を試算すると、下記のとおりとなります。

(個別保険) 支出費用保険料：16,855千円 (保険料率：約0.34%)

(包括保険) 支出費用保険料：4,470千円 (保険料率：約0.1%)

(注) 支出費用の前提条件として①「役務の提供開始～最後の対価の確認日までの期間が2年6カ月(910日)」、②その全期間申告する金額を「5億円」とした場合。なお、保険料率の対象保険価額は5億円としている。

#### Q16 保険料はどのように算定されるのですか？

A16 保険料は、海外建設工事契約の保険金額を標準に、発注者の居住する国の国カテゴリー、発注者の財務状態、保険期間等に応じて設定された保険料率を乗じて算出します。

保険料率は、通常、契約上の保険金額を標準として、当該契約における危険率などに応じて定められることになり、その危険率は、保険期間(保険契約の締結から最終決済期限までの間)における平均的な事故発生率を基礎として決めることとなります。

#### Q17 保険料はいつ支払うのですか？

A17 保険証券の内容が確定した後、NEXIから送付される保険証券と保険料請求書が送付され、保険料請求書に記載されている日までに保険料を振り込みます。

原則として、保険契約締結時に保険料の全額を支払うこととなりますが、保険商品によっても異なるため、詳細はNEXIに確認が必要です。

## (5) 保険金支払い

**Q18 保険金はいつ支払ってもらえますか？**

**A18** 原則として、NEXI が建設企業より保険金請求書を受理してから、約款で規定されている期間（2ヶ月）内に支払われます。

ただし、提出された保険金請求書の内容を確認の上、保険金の支払い前に、調査のため特別に時間を要する場合があります。

**Q19 保険金を支払ってもらうには、工事中止が必要ですか？**

**A19** ケースバイケースで判断することになります。

発注者による不払いが生じた場合、NEXI は、「損失防止軽減措置」として常に工事の中断を求めるものでなく、受注者が債務の履行遅滞などを解消するための最も有効と考える対策を講じることを求めることとなります。

一般的には、発注者が対価を確認した金額について、契約上の決済期限までに代金の一部でも支払われない場合、受注者としては、契約に従い、債務の履行遅滞を解消するため、また延滞金額の増加を避けるため、工事中止などあらゆる手段を講じる必要があります。

このため受注者は、工事代金の不払い等の発注者の契約違反に対して、工事の中断などで抗弁できるよう契約書で規定しておくことが重要と考えます。

**Q20 発注者との間で建設工事の対価の確認ができていませんが、保険金は支払ってもらえるでしょうか？**

**A20** 戦争など不可抗力的な事由から、また発注者の倒産などにより、工事を行ったもののその対価が契約の当事者間で確認できなくなった場合、受注者が「支出費用特約」（オプション）を付けていれば、対価が確認されていない支出費用に係る損失についても、保険金の支払いを受けることができます。

**Q21 仲裁の決定が下されましたが、発注者が裁定に基づく金額の支払を拒否しています。保険金を支払ってもらえますか？**

**A21 はい。保険金の支払が可能です。**

工事代金等について発注者との間で意見の食い違いが発生し、仲裁裁判所の裁定で、発注者に対して一定の金額の支払いが命じられたにもかかわらず、発注者が命じられた金額を支払期限になっても支払わない場合、NEXIは、発注者の信用危険による保険事故として、仲裁裁定により発注者が支払うべき金額を保険金として支払うこととなります。

## (6) 発注者に対する債権の回収

Q22 保険金の支払いがあった後も、建設会社には引き続き回収義務があると聞きました。それはいつまで続けなければならないのですか？

A22 明確な期限は決められていません。

保険金を請求した企業には、保険金請求の対象となっている債権について、その回収に努める義務があります。また、その回収の履行状況については、保険金請求日から3ヶ月ごと（決済期限から2年を経過した場合は1年ごと）に、継続的にNEXIへ報告する必要があります。

ただし、NEXIが終了認定した場合に回収義務は終了となります。

Q23 NEXIはサービサー回収制度を提供していると聞きましたが、どのような場合に利用できるのですか？

A23 発注者の資金繰り悪化により債務不履行となり、保険金が支払われたケースが対象になります。

サービサー回収制度の利用の適否についての基準は特にありません。案件の状況に鑑み、民間業者に委託した方が、回収が進展するとNEXIが判断した場合に適用しています。

なお、50億円以上の大規模プロジェクトについては、対象になりません。発注者が政府機関の場合にも、本回収制度の対象にはならないことが多いです。

※ サービサー回収制度とは、NEXIが、サービサー（債権者からの委託を受けて債権回収を行う事業者）への委託により債権回収を行う制度です。委託先については、債権の内容・債務者の存在する地域などを参考に、NEXIが個々の債権回収に適したサービサーを選択します。

なお、NEXIが利用するサービサーは、我が国の「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき債権回収を業として行うものではなく、外国において債権回収を専門に扱う事業会社および弁護士事務所を指します。



**Q24** 保険金を受領しましたが、その後発注者から支払いがありました。どのような手続が必要ですか？

**A24** 回収した日から1ヶ月以内にNEXIに「回収金納付通知書」を提出し、NEXIが指定する日までに回収納付額をNEXIの口座に振り込む必要があります。

なお、渡航費及び現地滞在費、弁護士費用など、建設企業が回収義務の履行のために要した費用は、回収した金額を限度として、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合でNEXIが負担します。

**Q25** 発注者から回収した金額が保険金支払額より少なかった場合、差額を建設会社がNEXIに対し支払う必要があるのですか？

**A25** 差額を支払う必要はありません。

建設企業は、回収した金額がある場合は、その金額から回収に要した費用等を控除して、以下の算出式に従って納付額を支払うことになります。

$$\text{納付額} = (\text{回収金額} - \text{回収費用}) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{損失額}} - \text{控除利息充当額}$$

## (7) その他

**Q26** 保険料を事前にシュミレーションすることはできますか？

**A26** すでにNEXIのホームページに、保険料のシュミレーションソフトが提供されていますが、建設プロジェクトについては、出来高払い方式で仕組みが複雑なため、このソフトでは対応できません。事前にNEXIに相談すれば、保険料の概算を算出します。

## 6 貿易保険に関するお問い合わせ先

(独立行政法人) 日本貿易保険 (NEXI)

URL:<http://www.nexi.go.jp/>

### 本店

〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館 3 階

本店お客様相談室 フリーダイヤル : 0120-672-094  
ダイヤルイン : 03-3512-7712

### 大阪支店

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 3-1-22  
あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル 8 階

大阪支店お客様相談室 フリーダイヤル : 0120-649-818  
ダイヤルイン : 06-6233-4019

### 【このマニュアルについてのお問い合わせ先】

国土交通省 総合政策局 国際建設市場室 経済連携係  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階

代表電話 (内線) 03-5253-8111 (内線 25224)  
ダイヤルイン 03-5253-8314